

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年4月16日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

90,420

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

665,121

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	255,263
姫路市	138,893
尼崎市	128,130
明石市	84,067
西宮市	133,014
洲本市	11,909
芦屋市	26,535
伊丹市	55,392
相生市	7,759
豊岡市	21,569
加古川市	72,415
たつの市	20,545
赤穂市	12,815
西脇市	10,750
宝塚市	63,834
三木市	20,780
高砂市	24,393
川西市	43,477
小野市	12,912
三田市	30,012
加西市	11,738
丹波篠山市	11,091
養父市	6,183
丹波市	17,035
南あわじ市	12,584
朝来市	7,983
淡路市	11,965
宍粟市	9,906
加東市	10,679

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,253
多可町	5,475
稲美町	8,464
播磨町	9,511
神河町	2,996
市川町	3,174
福崎町	5,121
太子町	9,226
上郡町	4,056
佐用町	4,428
香美町	4,553
新温泉町	3,787